

日 火 連 短 信

令和 8 年 10 月 16 日 第 244 号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会

専務理事 大岩 伸 夫

T E L 03-5549-9041

F A X 03-5549-9042

U R L <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募について案内がありました。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 山田元宏様

今般、火薬類取締法施行規則等において煙火の消費に関する技術上の基準について必要な見直しを行うこととしました。

つきましては、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」等について、意見公募（パブリックコメント）を開始いたしましたので、御案内させていただきます。

【意見公募の対象】

「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」等

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

（１）火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）

（２）火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程（案）

【意見募集期間】

令和 8 年 10 月 8 日（木）～令和 8 年 11 月 6 日（金）

【関連 URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=595320039>

よろしくお願いいたします。

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ

鉱山・火薬類監理官付

半澤 大介

E mail : hanzawa-daisuke@meti.go.jp

Tel : 03-3501-1870（課直通）、050-3183-4237（個人直通）

改正案はすべて、煙火の消費を定めた規則第 56 条の 4 に関するものです。

（１）火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）で条文を、（２）火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程（案）で例示基準を示しています。

改正案のもとになった第 19 回小委員会で審議されたのは

- ・ 横浜の事故を踏まえた対応
- ・ 動物駆逐用煙火の消費の技術基準
- ・ ドローンの飛行に伴う煙火の消費の技術基準の見直し

の三項目でした。

横浜事故への対応では、第 16 号までだった第 4 項に二つの号を新設しています。

筒ばねなど危険な事象が発生した場合に他の煙火の消費を中断すること（第 17 号）、火災が発生した場合にできる限り初期消火又は延焼防止を行うこと（第 18 号）です。

あわせて、打揚筒に蓋・覆いをすること（第 4 号）、火の粉による火災のおそれがある場合にあらかじめ火災防止措置を講ずること（第 4 号の 3 新設）も加えています。

動物駆逐用煙火は、これまで打揚煙火などと同じ「手筒煙火以外の煙火」の扱いでした。改正案では第 7 項を新設して専用の基準を定めています。がん具煙火を動物の駆逐に用いる場合も対象です。

例示基準は、第 5 項第 12 号（無線点火の誤発火防止）に初めて例示基準が設けられました。第 19 回小委員会では「無人航空機に煙火を積載する場合」に限って、通常使用されている周波数と異なる周波数を使う方針でしたが、改正案の例示 1. ではこの限定が外れてドローンの有無にかかわらず無線点火全般が対象になっています。さらに例示 2. で、周辺をドローンが飛ぶ場合はその操縦・通信の周波数とも異なるようにすることを求めており、二段構えの構成です。最近はドローン飛行に関係なく無線混信や周辺環境変化・天候悪化に起因する誤点火も増えているようで、それを踏まえて幅広に対応したものとも考えられます。

別添 5 に主な改正点を抜粋していますので参照して頂き、お気づきの点があれば、ぜひコメントして頂くようお願い致します。

パブリックコメント受付は 11 月 6 日までです。

各組合長および事務局は、会員各位への周知をお願い致します。